

令和5年度  
「新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業」の実施について  
(第1～5期間分)

魚津市では、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を促進するため12歳以上の方への個別接種に協力いただきました診療所に対して、週の接種回数など一定の要件を満たしていただいた場合に、「支援金」を交付することとしております。

ワクチン接種が円滑に進むよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

※昨年度に都道府県が実施していた「新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業」に類する事業となります。

◎支援金の概要

(1) 対象施設

令和5年5月1日(月)～令和6年3月3日(日)までの期間に、12歳以上の方に対して、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施した診療所

※病院での接種、12歳未満の方への接種は、対象外です。

(2) 対象期間

第1期間	令和5年5月1日(月)～7月2日(日)…終了しました
第2期間	令和5年7月3日(月)～9月3日(日)…終了しました
第3期間	令和5年9月4日(月)～11月5日(日)…終了しました
第4期間	令和5年11月6日(月)～12月31日(日)…終了しました
第5期間	令和6年1月1日(月)～3月3日(日)

(3) 支援内容

診療所	<p>次の要件を全て満たす場合に、週100回以上の個別接種を行った週の「接種回数×2,000円」の支援金を交付します。</p> <p>◎対象期間ごとに、週100回以上の個別接種を行った週が4週以上あった。</p> <p>◎週100回以上の個別接種を行った週ごとに、少なくとも1日は、時間外、夜間、休日(土曜・日曜・祝日等)に係る接種体制を用意していた。</p> <p>※支援内容は昨年度と同様ですが、新たに土曜日を休日と取り扱うこととなりました。なお、以前にあったその他の支援</p>
-----	--

	(週 50 回以上 100 回未満、週 150 回以上の区分)はありません。
--	--

### (3) 支援金の申請方法等

#### ①申請期限

第5期間	令和6年1月1日(月)~3月3日(日)接種分 :令和6年3月15日(金)必着
------	---

#### ②申請書類

- ・魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付申請書(様式第1号)
- ・個別接種の実績報告書(日ごと・週ごとの接種回数等を取りまとめたもの)  
⇒**どちらも市のホームページ(下記\*)**に様式を掲載しています。  
期間ごとに作成をお願いします。
- ・住所地外接種者の予診票の写し(住所地外接種の実績がある場合のみ)

#### ③申請方法

魚津市健康センターまで提出をお願いします。

〒937-0041 魚津市吉島1165 魚津市健康センター

※提出いただきました申請書の内容を市で確認の上、支援金交付の際は、別途書面によりご案内します。**書面が到着しましたら、請求書(押印必要)の提出をお願いします。**

\*市ホームページの該当アドレス

<https://www.city.uozu.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=12059>

または、市ホームページトップページから「個別接種促進」で検索

問い合わせ先 魚津市健康センター母子保健係

☎TEL:0765-24-3999

## ◎よくあるご質問

## ①接種回数を算定するための週の計算方法は？

この個別接種促進支援事業では、月曜日から日曜日までを週として接種回数を算定してください。

## ②支援の要件となる時間外、夜間、休日とは？

時間外	診療所の標榜する診療時間以外の時間
夜間	診療所の診療時間にかかわらず、18時以降
休日	土曜日、日曜日、祝日・振替休日 ※診療所の所定の診療日にかかわらず、土曜日は常に休日の扱いとなりますので、ご注意ください。

## ③支援の要件となる接種体制の用意とは？

診療所で接種体制を用意している場合、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合の両方をいいます。

## ④市外居住者に個別接種した際の取り扱いは？

この個別接種促進支援事業では、市外居住者と市内居住者とを区別しません。市外居住者に個別接種した場合は、その数も「週100回以上の接種を4週以上」の接種に含めて申請してください。

※市外接種者の接種実績を確認するため、申請の際に市外接種者の予診票の写しを提出していただきます。